



# パブリックプレイスとアート

## アーティスト選定要項及び選定基準 試案

### INDEX

I.	イントロダクション	3
1.	パブリックアート再考	3
2.	「想い」について	4
3.	「声」について：コミュニケーションツールを介して共通認識された「想い」	7
II.	プロセス	8
1.	「声（想い）」から言葉に	8
2.	言葉から「かたち」へ	8
3.	各フェーズの成果イメージ	9
4.	プロセスの概観	11
III.	メソッド	13
1.	要件の検証	13
2.	形象の検討	16
3.	アーティストの選定	17
4.	アーティスト選定要項及び選定基準試案	24
IV.	フィードバック	27
1.	必要性	27
2.	事後評価とストックマネジメント	27
	資料	30

## 研究テーマ「パブリックプレイスとアート」活動報告：[評価・政策システム分科会]

### 序文

2013年8月 調査研究委員会 委員長 七字祐介

aacaは“より美しい都市環境をつくる”ことを理念に掲げています。調査研究員会では理念に基づく活動として、“都市環境とパブリックアートのあり方”を研究テーマとしてきました。

20年前の「アンケート調査」では、社会は経済バブルに沸き立ち、潤沢な大規模開発のもとにアートワークが活発に展開される中、“作品の質”が問題視されました。2009年「パブリックアート再考」発刊に際しては、経済事情は低迷へ反転し、また地球環境問題や地方再生が問われる状況下、パブリックアートの概念や意義についてあらためて幅広い討議がなされました。2011年3月11日、突如襲った東日本大震災と福島原発事故は、戦後日本が迎ってきた経済成長、科学技術に行き詰まりを露呈させ、私たちに価値観の転換を促し、今日その実践が急がれています。時間の推移と事象の浮沈によって地域、社会の様相は変化するもの、パブリックアートはそれ自体で表現されるものではなく、時空間との関係性の中で捉えられるはずのものです。2011年発刊の小冊子「23年度中間活動報告／パブリックプレイスとアート」に掲げたように、今回の研究テーマは“もの”から、ものを存在させる“場所（プレイス）”へ視点を移し考察しようというものです。「パブリックアート再考」で調査研究委員から提出された識見を4つのテーマに整理して、以下のようにそれぞれ分科会を立ち上げ銳意進行中です。

東日本大震災からの復興には、文化としてのアートの存在が不可欠であります。そこで分科会活動の最初の報告として、“評価・政策システム”分科会によるアート導入に係わるプロセスとメソッドを提議し、復興支援への一助となることを願うものです。

#### 1 “バランス創造科学と人の心の科学”分科会

—古代から今日までの歴史遺産を作り立たせた

往時の地域・社会・科学技術への考察

#### 2 “エコロジーとアート”分科会

—日本文化の底流になる自然との共生による

伝統造形・催事の検証と未来への展望

#### 3 “地域風土に根差した文化芸術活動”分科会

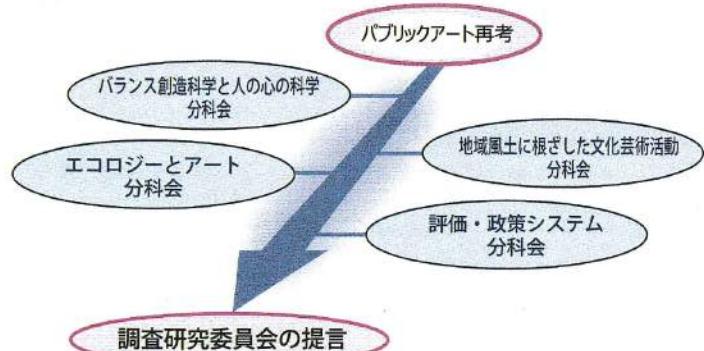
—まちづくりに見られる文化芸術活動、特に東北

地区の地域文化継承に関する調査研究

#### 4 “評価・政策システム”分科会

—パブリックアートの社会的な評価軸の構築に

資するプロセスとメソッドに関する研究・考察



### 評価・政策システム分科会 委員紹介

南 三一郎（分科会長） 建築家 元山下設計 シニアアーキテクト

小野寺 優元 彫刻家 川口市立アートギャラリー・アトリア芸術監督（表紙シンボルデザイン）

工藤 安代（客員） NPO法人アート＆ソサイエティ研究センター代表理事

中島 三枝子 画廊「るたん」主宰

山本 康友 首都大学東京 都市環境学部 特任教授

## I. イントロダクション

### 1. パブリックアート再考

「パブリックアート」とは、「道路や広場、公園など公共の空間に設置された彫刻や立体造形物などをいう。都市環境の改善、都市景観の形成、地域の個性表現や文化振興の目的で設置される。(ブリタニカ国際大百科事典)」と一般に定義されていますが、定義前段の成果物としての「アート」と



後段の「目的」の間には、必ずしも明確な関連性が認められるものばかりでなく、「誰が」「どこに」「何のために(何を伝えようと)」設けられたのか一貫した企図なく設置されている例も多く散見され、「パブリックアート」がその場で効果的な作品たり得ているのかという批判も少なくありません。また、市民の芸術を見る目が高まるとともに従来の「アート」カテゴリーを超えてランドスケープやインスタレーション、パフォーマンスなどの創作活動もまた、「パブリックアート」の表現の幅を増しているように思われます。作家の創作意図によってのみ造形される『アート』(美術館内などで独立して成立する創作物)と、「パブリックアート」は明らかにその目的(意義)とするところは異なるものであると思います。一方、作家の創造性に由来する作品の表現は大きく隔たるものではありませんから、その異なるところは先に述べた「誰が」「どこに」「何のために」という目的性を有することです。従って、事業としての「パブリックアート」には、フィロソフィーや方法論がその成立になくてはならないものと思います。

前回、調査研究員会にてまとめられた「パブリックアート再考」(2009年6月)は、高度成長下にあって順調に浸透しつつあった「パブリックアート」が経済状況の悪化に伴い、その目的性と意義について、今一度見つめなおす時期にあることを示しています。そのため今回の報告においては「パブリックアート」のみならず、「パブリックプレイス」という「場」の文化性にも注目し、議論の展開を図るものとしました。「パブリックプレイス」は単に公共空間を意味するものではなく、「人の集まり集うところ」というコミュニティの活性化を促す可能性のある場(またはそのような役割を果たしてきた場所)として調査のテーマとしました。

当評価・政策システム分科会は、「パブリックプレイス」をより良質なものにするためのプロセスの明確化と方法論(メソッド)を検討しながら、作家が特定の「パブリックプレイス」に「アート」を制作する際に明示すべき、一般的な要件などについて試案を作成しました。試案は作家選定の透明性向上を図り、議論を市民公開の場に乗せることによって、アートワークが市民生活に溶け込むことを図りました。従って、作家の発想に制約を課すものでなく、作家登壇の機会を増すものとなることを願っています。なお、本稿では作品そのものの意義や評価への具体的な視点が充分整っているとは言えません。それらの視点については、他の分科会における議論に委ねたいと考えています。

## 2. 「想い」について

単に不特定多数の人の集まる場でなく、その場をコミュニティの核として個性的な「場」へと活性化させていく原動力は、人々の「想い」であると想定したいと思います。

「想い」は動機づけです。そのような事例を以下に掲げてみます。

### A. コミュニティ意識の顕在化

東日本震災の津波によって、家の土台のみが残された石巻市。その荒涼とした風景の中に設けられたベニア板数枚に、手書きの文字が力強い「がんばろう！石巻」の看板は、今は散り散りとなってその場にいない住民たちの、復興への「想い」を一人の住民が代弁したものとして、多くの人の共感を呼び、震災復興のシンボルとなりました。いずれ本格復興とともに、この看板は鎮魂の想いを加え、より恒久的なもの（碑やモニュメントなど）に形を変えて、ひとびとの「想い」を継承していくものと思います。



### B. 地域やコミュニティのアイデンティティの発現

白川郷や大内宿、奈良今井町、伊奈舟屋など各地に残る独特な形状をした集落、日本の農村風景は、その土地の風土や産業構造、さらに住民の共同体意識が作り出してきました。

海外においても世界遺産に認定される数々の集落が存在します。そのひとつイタリアの洞窟住居群マテーラのように一部廃墟となり共同体も欠落していったにもかかわらず、新しい住民がその欠落を埋め、集落の維持を図るようになる例も見受けられます。場のアイデンティティの再認識が行われています。

これらの集落のデザインは住民意識の共有化（ルール）によって、多様化より画一化・累積化された結果といえます。その過程には周囲と同一でありたい、または個人の突出を抑制するという地域コミュニティへの「想い」が潜在化していると思います。現代の建売住宅群のデザインにもその傾向がみられるのは興味深いことです。さて、建築基準法には住民の同意によって、建築環境の良化のため一定の規制を加えることができます。この「建築協定」という制度はコミュニティの民意によって、一例として周囲の塀を生垣とすることや建物の色彩を揃えることなどを促し、地域の独自性、付加価値性を高めることに貢献しています。景観条例においては、さらに建物の高さや形態、色彩、緑化率、屋外広告物の制限など、より広範囲の規制が可能ですが、街の将来像を提供するグランドデザインの確立が不可欠であるのは論を待ちません。1999～2001年に至る国立市の高層マンション訴訟は、既存のコミュニティの暗黙の了解では開発規制に効力を発しないという事例です。グランドデザインの明確化・明文化が必要です。

### C. 街の環境整備と活性化

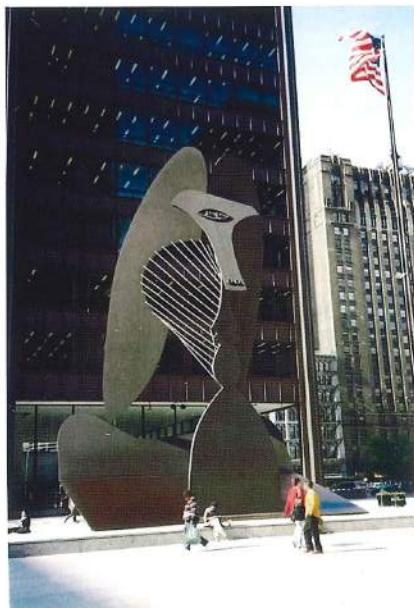
スペインのビルバオは重工業で発達した都市ですが、産業の衰退とともにスラム化が進行し、治安の悪化や高所得層の流出など、都市の活力・魅力の下降化傾向が顕著でした。そこで、市は密集した建物の中にある廃屋を解体し、小さなポケットパークをあちこちに設けました。この空間は日の射さない街路に陽光と子供の遊び場をもたらし、治安や都市のアメニティ向上に貢献する結果を果たしました。市は産業・観光の活性化を文化振興に狙いを定め、再開発のシンボルとして、グッゲンハイム美術館別館の誘致に成功しました。フランク・O・ゲーリーのデザインは、平凡な街並みの中にあって、光り輝き、未来的で挑戦的なフォルムを持ち、人々の再興の「想い」を象徴するシンボルとなっています。現在では美術館を中心として、各種のアトリエや観光施設の集積がみられ、街の様相が一変したといわれています。



さて、近年日本ではアートでなくキャラクターを街の活性化に掲げている例が増加しています。鬼太郎やサザエさん、ガンダムなどのアニメのキャラクターです。街の活性化に貢献していることは否定できないものの、果たして文化的な成熟を生む要素となるのか、今回は評価を見送るものとします。

### D. ステイタスの象徴

誰でも事業に成功すると、何かしらその記念となるものを得、特権意識を持ってそれを顯示したがるものです。古いところではサンジミアーノの塔群、凱旋門、エッフェル塔、新しいところではスカイツリーや六本木ヒルズなど、枚挙にいとまがありません。国家や大資本の威容の発露としてのものであっても、いつしか個々人の「想い」が同化していく傾向があることは否定できません。



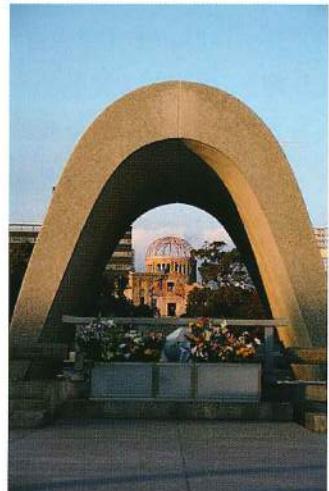
もう少し慎み深いところでは、事業地の一部に彫刻作品を展示し、趣味の良さをアピールするのも一興です。ピカソ、カルダー、ヘンリー・ムーア、ザッキン、イサム・ノグチ、ニキ・ド・サンフォール、などなど。一般に狭義の「パブリックアート」とは、1950年代よりアメリカから発するこれらのアート作品を指しています。あまりに巨大で無機質な建築群に対して、親しみやすい「顔」をそのプロジェクトに与えています。

## E. 鎮魂の碑

9.11で崩壊したツインタワーの跡は、グランド・ゼロと呼ばれ、アメリカの大好きな喪失感を現わしてきましたが、跡地は以前を上回る大規模な再開発とともに、墓碑を伴う巨大な記念碑が作られました。ベトナム戦争の戦没者慰靈碑や沖縄戦の戦没者慰靈碑なども戦争による犠牲者を悼む記念碑（祈念碑）です。戦争やテロ、大災害や病で人々が没するたびモニュメントが設けられますが、死者を悼むと同時に今を生きる人々に対して、時代の教訓と歴史の風化を正している、人類史の道標と考えることができます。



広島平和都市記念碑（原爆死没者慰靈碑）に刻まれた「安らかに眠ってください　過ちは繰返しませぬから」という碑文は、モニュメントの性格を語っています。因みに記念碑と資料館はコンペティションの結果、建築家丹下健三氏の設計に委ねられたのですが、記念碑の原案は、米国人彫刻家イサム・ノグチ氏によるものと言われています。



## F. 道標、ランドマーク

いささか分類の難しい部類の造形要素ですが、「場」と一体になって人々に親しまれる街や場所の「顔」となっているものを取り上げます。渋谷のハチ公像やモアイ像、東京駅の銀の鈴、村の六本木立、道祖神などがそれに該当します。これまでの造形物と異なり、設置者の「想い」が直接、造形物に反映するとは限らず、逆にその道標を起点に人々の想いが蓄積していくものといえます。重要な起点であることから、今後の文化の発信場所として機能する可能性があります。今後街のネットワークを計画する際に考慮すべき要素と考えます。

自由の女神像やエッフェル塔、シドニーのオペラハウス、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズなども、より巨大な一例として取り上げられます。シドニーのオペラハウスは、巨大なロックマウンテンや野生動物が国の象徴であったオーストラリアに、端正な建築的シンボルとして

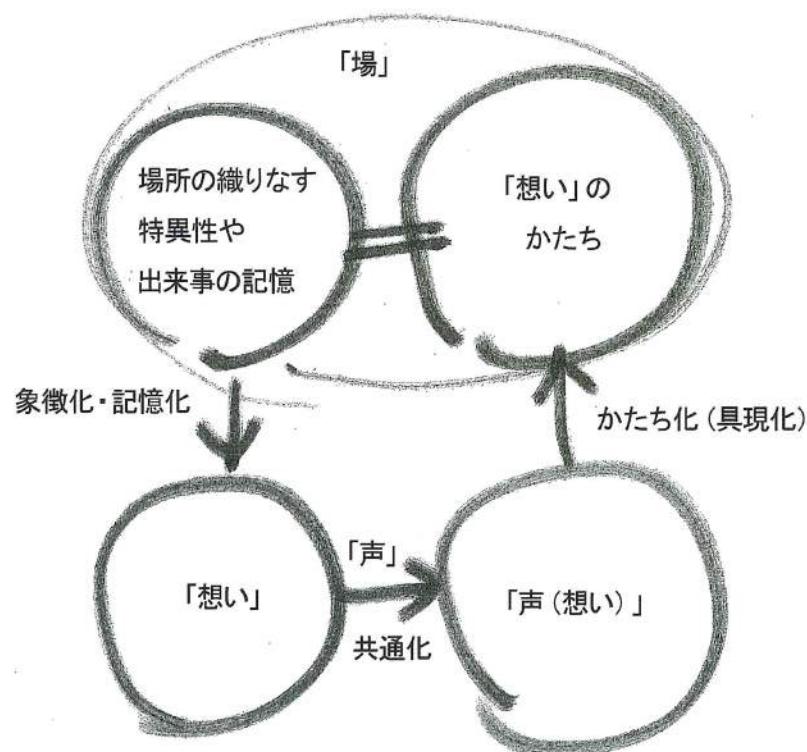
1973年に竣工しました。以降、観光写真や切手など国を代表する風景として定着しています。国際コンペの審査にあたって、当時無名の建築家ヨーク・ウツォンの提案を強く推したのがエーロ・サーリネンであることは広く知られています。



### 3. 「声」について：コミュニケーションツールを介して共通認識された「想い」

先章で取り上げた「場」を形成していく原動力が「想い」であるとして、それはどのように具現化していくのでしょうか。

「想い」がひとつの事業として生長するには、多くの「想い」が共通の意識としての「声」のもとにコミュニケーションを成立させ、共通の目的へとまとめられていかなければなりません。こうして集められた「声（想い）」は事業の原資です。多くの人々の「声（想い）」の結集によって、「想い」が「かたち」へと結実していきます。



「声」によって具現化していく「想い」のイメージ

## II. プロセス

### 1. 「声（想い）」から言葉に

人々の「想い」が象徴化された具体的な「かたち」へと結実していく過程は、あらゆる事業（本考察も一連の作業の流れを「事業」と呼ぶこととします）の成り立ちと同様に、賛同者・協力者、すなわち精神的支援や物的支援を提供する人的資源の集積と言えます。それなくしては「想い」を「かたち」に、また「かたち」となった「想い」を恒久的に継承することはできません。そのとき人々の共通意識を形成する上で欠くべからざるフィールドを提供するのが、先に述べた「声（想い）」です。「声（想い）」は「かたち」となっていく過程で言葉を得て、テーマまたはコンセプトと呼ばれるかもしれません、ひとびとの心のベクトルを同一の方向に導くものです。碑では、先に掲げた広島平和都市記念碑「安らかに眠ってください 過ちは繰返しませぬから」というように直接文言となって語り継がれています。

### 2. 言葉から「かたち」へ

事業を「かたち」として結実化していくには、アートワークを製作する作家のみならず、市民（コミュニティ）代表・発起人、コーディネーター（オーガナイザー）、アーティスト、アドバイザーなど、事業を支援するコアメンバーとなる最良の人材・才能の確保が必要です。

発起人；「想い」を持って、事業を起こそうとする個人または集団。基本的には行政や企業でなく、「場」に属する市民やコミュニティでありたい。コーディネーターを兼務する場合もある。

支援者・賛同者・協力者；事業の趣旨に賛同し、マンパワーや資金を提供する人々。

アドミニストレーター；事業を管理・執行する主体。「場」や「かたち」の所有者で設置以後の管理の責任も負う。官有地であれば行政、民有地であれば所有者（個人・企業）、共有地をコミュニティが管理する場合なども考えられる。アドミニストレーターがコーディネーターを兼務する場合もある。

コーディネーター；関係者の意見を調整し、事業のプロセスを円滑に運営する。かつその成立に責任を有する者。

アーティスト；「想い」を「かたち」に具現化（表現）する者。彫刻家、建築家、デザイナー、造園家などが該当する。

発起人、コーディネーター、アーティストは同一人となる場合もある。

インスタレーションやイベントなどの事業に関しても、プロセスを共有すると思われるが、本稿では詳述しない。また、すでに完成した作品を購入するケースについては対象外とする。

アドバイザー；事業の一部または全部に関して、専門的見地から意見や評価を述べる者。

「パブリックアート」の要否についても進言を行うべきである。

### 3. 各フェーズの成果イメージ

事業成立のプロセスをいくつかのフェーズに明確化し、各フェーズでなすべきことを考察します。

#### ① 発起

動機づけられた行動の発端です。発起人が中心となって、事業の始まりを公言します。

#### ② 企画

コーディネーターを特定し、「声(想い)」から具体的な事業のイメージへと進めるために、行動の方針やスケジュール、事業予算などについて試案を策定します。

#### ③ 構想

具体的に「かたち」として何を求めるかについて、計画する場所の特定や法規上の制約の精査、より詳細なスケジュールの確定、アドバイザーの指名及び意見聴取などを経て、アーティストへの条件提示の骨子についてまとめます。

「場」を「パブリックプレイス」として活かせるように考案するフェーズです。

#### ④ 制作

アーティストに要件を提示し提案を求めます。提案は審査委員会による審査を経て、適任者を特定し、アートワークの制作を依頼します。

#### ⑤ 公表

事業の成果について公表し周知を行います。アートワークの制作過程や設置過程についても公表されることが望されます。

#### ⑥ 管理

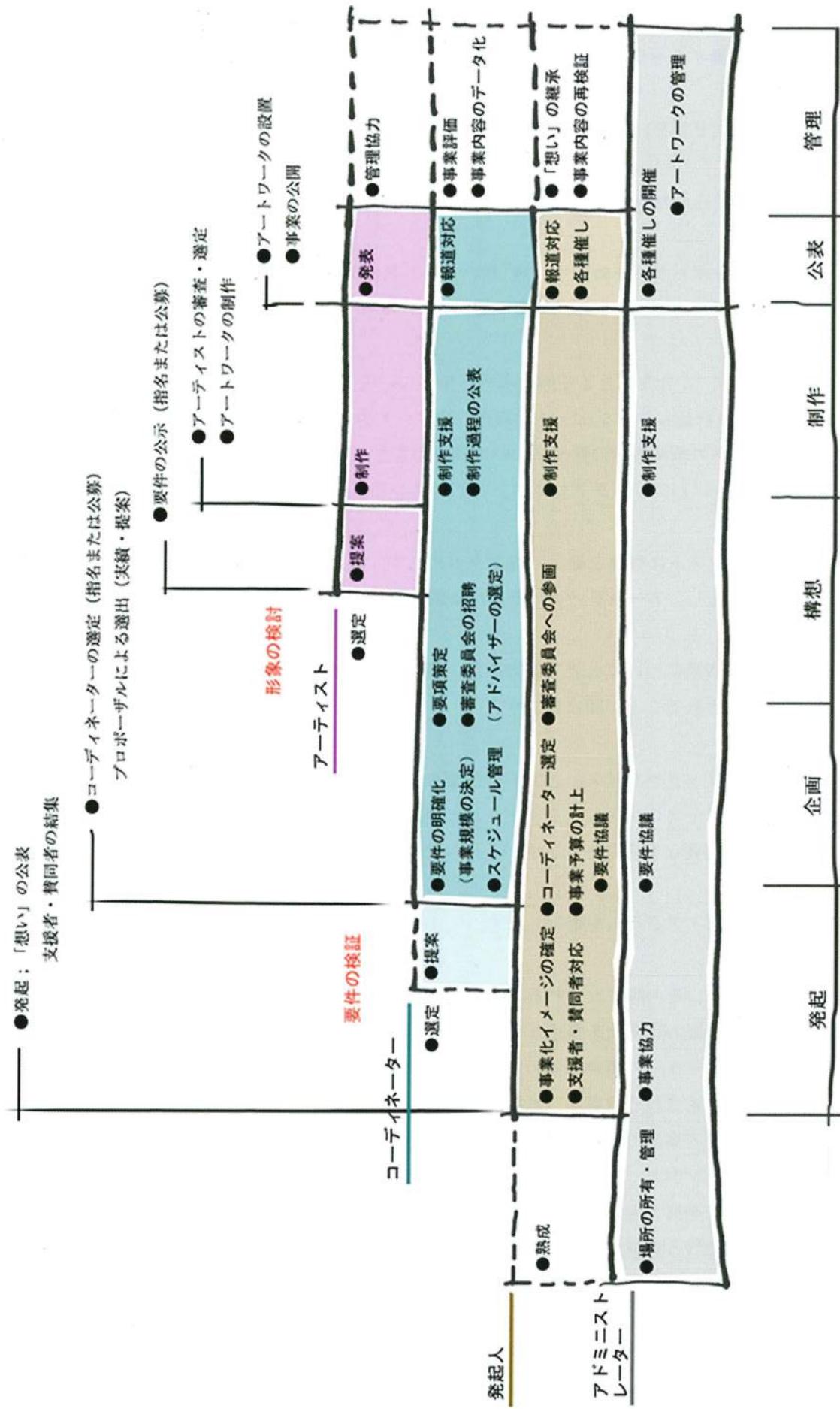
「パブリックプレイス」としての価値を継続させるため、恒常的な維持に努めるフェーズです。アドミニストレーターがこれに当たります。価値の継続のため、アートワークの再整備が必要な場合もあります。

次頁にプロセスのダイアグラムを提示します。

プロセスを明確化し、その際になされることを明示することで、その「場所」に何が生まれていくのかを開示し、選定過程の透明化を推進することができます。

本案ではコーディネーターの選定に係わる時期を「要件の検証」がなされるべきタイミングとして、またアーティストが選定される時期を「形象の検討」のタイミングとして、重視していきたいと考えます。そのタイミングで事業のなすべき方向性すなわち骨格が整います。

なお、実際のプロセスでは、コーディネーターやアーティストが極力初期の段階から参加する方が、より視野の広い議論に発展できる可能性があります。その場合でも上記のタイミングを失したことなく、要件確認を適所で行う運営が望されます。



#### 4. プロセスの概観

財団法人地域活性化センターによる「平成24年度 地域活性化事例集～アートを活用したまちづくり～」(以下「事例集」)は、特集事例8例と本編45事例、資料編99事例を紹介しています。ここでは特集例8例を取り上げ、内容と事業主体を再録します。

##### 1) 炭鉱（やま）の記憶アートプロジェクト～北海道空知地方

近代化産業遺産である炭鉱跡等を「場」として、アートイベントを開催

事業主体;NPO法人炭鉱の記憶推進事業団

##### 2) アートによる初黄・日ノ出町地区再生の取組～神奈川県横浜市

戦後の違法特殊飲食店街の店舗退去を求めながら、空いたスペースにアーティストを呼び込むとともに、バザールやアートイベントの開催によって環境再生を目指す。

事業主体；横浜市、神奈川県、NPO法人黄金町エリアマネジメントセンター、初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会、横浜市立大学

##### 3) 大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ～

新潟県十日町市・津南町

新潟県の「ニューにいがた里創プラン」に基づき、過疎高齢化が急速に進行する同地区に活性化の起爆剤として現代アートの注入を図る。地域住民、サポーター、来訪者の交流が進展している。

事業主体；大地の芸術祭実行委員会

##### 4) アートの力で風と土の結びめに～滋賀県高島市

地域の活性化を図る市民団体によって発起され、

アートイベントによって市内外の工芸作家と住民、サポートスタッフの交流、さらに定住促進施策を進めている。

事業主体;NPO法人結びめ

##### 5) 若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり～京都府京都市

芸術家の自立支援を目指し、各分野の専門家による実行組織を設け、作家紹介、アートフェア、定住支援、地域連携などを実施。事業推進を支援するアドバイザー制度を導入するとともに、事業成果を検証する評価委員会を設ける予定。

事業主体；東山アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会 (HAPS)

##### 6) 鳥の劇場～鳥取県鳥取市

「鹿野故郷ミュージカル」を基礎とし、廃校を「場」としてプロ劇団「鳥の劇場」を運営。アートや演劇を主体とするまちづくりに活動をつなげる。

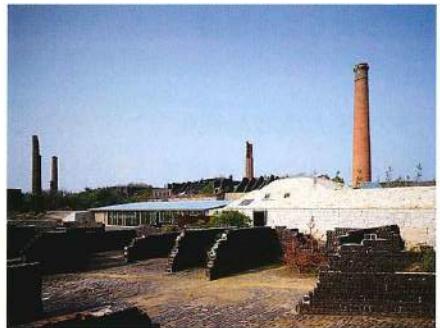
事業主体；NPO法人鳥の劇場



#### 7) 犬島のアートプロジェクト～岡山県岡山市

日本の原風景・瀬戸内の島に現代文明を問い直す現代アートを置くことを趣旨として、精錬所跡を再生したエコ美術館や宿泊施設等を整備。演劇やパフォーマンスなどのイベントや瀬戸内国際芸術祭への参加などに活動を開催している。

事業主体；公益財団法人 福武財団



#### 8) 「瓶島で、つくる。」KOSHIKI ART EXHIBITION～鹿児島県薩摩川内市

島内の美大生を中心となり、空き家を「場」としてアートエキシビションを開催。島民との交流、行政の支援などの輪が広がりつつある。

事業主体；KOSHIKI PROJECT（瓶アートプロジェクト）

これらの事例は概ね現在のところ成功しているアート活動と言えますが、ここから概観できるのは、地域住民や行政が発起し、NPO法人などが主体となり運営がなされているということです。事例集に収録された他の事例においても、行政側のウエイトの大小はあるものの傾向は類似しています。これは、事業のプロセスが人々を巻き込みながら目に見える形で進められた事例で、活動の継続化や各種支援をより得られやすい環境が整いつつあることを示しています。このとき、コーディネーターとなる事業主体やアドバイザリー支援の仕組みが重要で、本稿の趣旨であるプロセスの明確化やメソッドの提示が、このような活動への一助となることを期待しています。

### III. メソッド

#### 1. 要件の検証

関係する人々を一つの方向に結集するには、根本的にその場に「なぜ必要なのか」、「どのようなものが必要なのか」という問い合わせに向き合う必要があります。コーディネーターの選定に合わせてこの問い合わせを発するのは、事業の動機や意義の再確認のタイミングであるからです。発起人やアドミニストレーターは実務的に事業の進行を推進するコーディネーターを招くにあたって、これまでの成果を文書でまとめ、事業のあらましを決定する必要があります。

「要件の検証」の際に確定すべき項目として次頁の表を掲げます。

コーディネーターには次のような資質が望まれます。

- ・発起人の「想い」には概して言葉に表すことできない潜在的な要件が含まれています。その潜在的な要件をも理解し、「言葉」に収斂させることのできる能力を有すること。
- ・関係する人々の間のコミュニケーションを促進し、事業の円滑な進行が行えること。
- ・法令や予算、工程計画など、関連する実務的な諸条件に習熟していること。
- ・事業の可否やアーティストの選定等、自己の能力を超える課題について、適切な時期に適切なアドバイザーなどの助言を適宜受ける体制を有すること。

ソーシャルデザインの分野のひとつにコミュニティデザインと呼ばれる動きがあります。コミュニティの構築や再生に際し、ヒアリング、ワークショップやインターネット等のツールを活用して、「地域人が緩やかにつながり、デザインという美的な力によって課題を乗り越えていく」（コミュニティーデザイナー 山崎亮 2012・6・16 朝日新聞）とするものです。「地域にすむ人を訪ね、課題や思いを聞き出す。集まりでも住民自らがたくさんのアイデアを出すことを求める。（略）解決策を示すことはしない。当事者が調べ、考える過程で、持続的なやる気と独自の取り組みを育てて行く」（同記事より）という立ち位置は、本稿におけるコーディネーターの資質につながりそうです。

また、「江戸しぐさ」の中には「お梭がかり様（おひがかりさま）」という連絡役とも、世話役とも、幹事役とも取れる、商売に際して知恵を出し合った人々の間をまとめる役目の人があったそうです。「梭」とは「織機の付属用具の一。横糸とする糸を巻いた管を、舟形の胴部の空所に収めたもの。端から糸を引き出しながら縦糸の間を左右にくぐらせる（大辞泉より）」ものを言い、変えて先のような役目を担った人をこう呼ぶようになったと言われます。

コーディネーターは、世にいうプロデューサーやディレクターのように強力に物事を牽引するというよりは、コミュニティデザイナーやこの「お梭がかり様」的な意味合いである方が良いように思われます。

## 要件の検証

●文書作成日 (本要件がプロセスのどの段階で作成されたのか記録する必要があります。)

### 1. 事業発起の経緯

「『想い』のきっかけとなったイベント（集会、祭り、災害など）、コミュニティの現状、歴史性・風土性などを記します。コミュニティ外の人々に対して、前提となる状況を客観的に説明するものです。」

### 2. 事業の目的

「事業の成立によって環境やコミュニティにもたらすメリットを想定し、目標とします。」

### 3. 事業の理念

「事業の目的に即して、『かたち』を要する必然を検証し、その事業成立の過程において堅持すべき理念（テーマ、志、コミュニティの参画・支援の仕方など）を記します。」

### 4. 事業区域・規模

「事業区域は単にアートワーク等を設置する場所を指しているではありません。事業の目的や理念に合わせ、考慮すべき周辺の環境（風景、眺望、シークエンスなど）や影響を行使したい周辺の環境（都市環境など）を記します。」

### 5. 事業完成期日の目標

「『かたち』が現される期日目標を記します。造園や修景においては樹木の成長や自然素材の風合いを考慮したものとなります。」

### 6. 事業予算の見込み

「予算は事業の規模や期間、人的資源などを規定するものとなります。そこで、予算の獲得（留保金、補助金、募金、協賛金など）も要件の一部とする場合もあります。」

### 7. その他付帯事項・懸案事項

「上記の内容を完全に記載しつくすことは当該時期においては困難と思われます。そこで、コーディネーターやアーティストなど、今後加わる新しいタレントに期待する事項や、今後の要件の醸成に向けコミュニティ・市民の声を反映させる方策などについて記載すべきです。」

## コーディネーターの選定基準

評価項目及び評価点は、案件の与条件に合わせ、個別に審査委員会等の討議のもとに決定されるべきと考えます。本稿では試案として提示します。

評価点（試案）
15
40
30
15
100
自己評価
「コーディネーターの選定は、アーティストを選定する場合のように、要件の確定に充分な議論を講じる余裕もなく、審査委員についても客観的な評価が整う状況にないこともあります。また、コーディネーターを発起人やアドミニストレーターの事務局が兼務せざるを得ないケースも見受けられます。そのような場合、上記の項目について自己評価し、事業の継続に人的資源が充足しているか確認することが必要です。充足していないことが明白である場合、あらためてコーディネーターやアドバイザーなどの加入を再考すべきです。」

次のフェーズでは、その問い合わせ(要件)を受けたコーディネーターによって事業がスケジュールに沿つて始動し始めます。

アドバイザーには次のような資質が望されます。

- ・広い見識と人脈を有する学識経験者や有識者など。
- ・第三者の視点で評価を下すことができる立場であること。

アドバイザーは要所において関係者に適切な助言を加え、事業を社会的に意味あるものとして、熟成させる役目を担います。従って、事業が成立する過程とともに、その後の事業の継続性に関しても係わっていけることが理想です。

a a c a のような公益法人は、アドバイザーとしてこれらのプロセスの全般にわたって助言支援できる体制が備わるべきではないでしょうか。また、より発展的には会員がコーディネーターやアーティストとして、事業内容の透明化（市民への開示）を高めるなど、公共の文化発展に積極的に参加していく必要があります。

## 2. 形象の検討

「言葉」を「かたち」にする段階では、イメージを形成することが必要となります。求められているものが、アートワークなのか、碑なのか、ランドスケープや修景なのか、またはそのイメージそのものをアーティストに求めるのか。成果の形象を検討すべきタイミングです。

アーティストには次のような資質が望されます。

- ・「想い」を理解し、「かたち」へと孵化させる能力を有すること。
- ・成果である作品のイメージを事前に、他者にコミュニケーションできる最低限の能力を有すること。

ここでいうパブリックアートのアーティストは、自己の獨創的表現としての作品を通じ、誰かの想いを演じる、言わばアクター（アクトレス）のような存在かもしれません。

### 3. アーティストの選定

コーディネーターやアーティストを選定する際の選考過程の透明化には、客観的な評価基準と明快な選定プロセスが不可欠です。4. 項にて、その試案を掲げたいと思います。

ここでは、アーティスト選定の類似例(設計者選定)である国土交通省のガイドラインとアメリカにおける作家・作品選定過程を参考例として掲げます。

国土交通省では公共建築物の設計者選定に、プロポーザル方式を推奨しています。価格入札方式では設計の質が担保されないことへの対応です。プロポーザル方式は実際の案と求めるコンペティション方式(以下「コンペ方式」)と異なり、設計者の資質と実績を選定の対象とし、設計過程において案の醸成を図るもので、一般に応募者の提案への負担の度合いから、コンペ方式の提案は有償とし、プロポーザル方式の提案は無償とされています。応募者の資格に関しては、実績を求める一般公募と実績により選別を行う指名方式があり、国土交通省では一次審査(公募)で実績を採点し、二次審査(指名)で提案を求める二段階審査が採用されています。

以下に国土交通省のプロポーザル方式の考え方を掲げます。

#### ■建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

(平成23年6月) 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会

プロポーザル方式は、設計者の創造性、技術力、経験等の評価ができるだけ簡便な方法で行おうとするために考え出された。プロポーザル方式の実施手順は次頁に掲げるが、事務局を設置し、テーマの整理・関係書類の作成、参加表明者の実績評価・提案選定基準作成、ヒアリングの準備(審査委員の選定・招聘)・進行、特定者・特定理由の公表、契約行為等を運営する。

その他の留意事項としては以下のようなものがある。

##### 評価内容の担保

特定された技術提案書で特記仕様書に反映すべき内容としては、

- ・特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

##### 中立かつ公正な審査・評価の確保

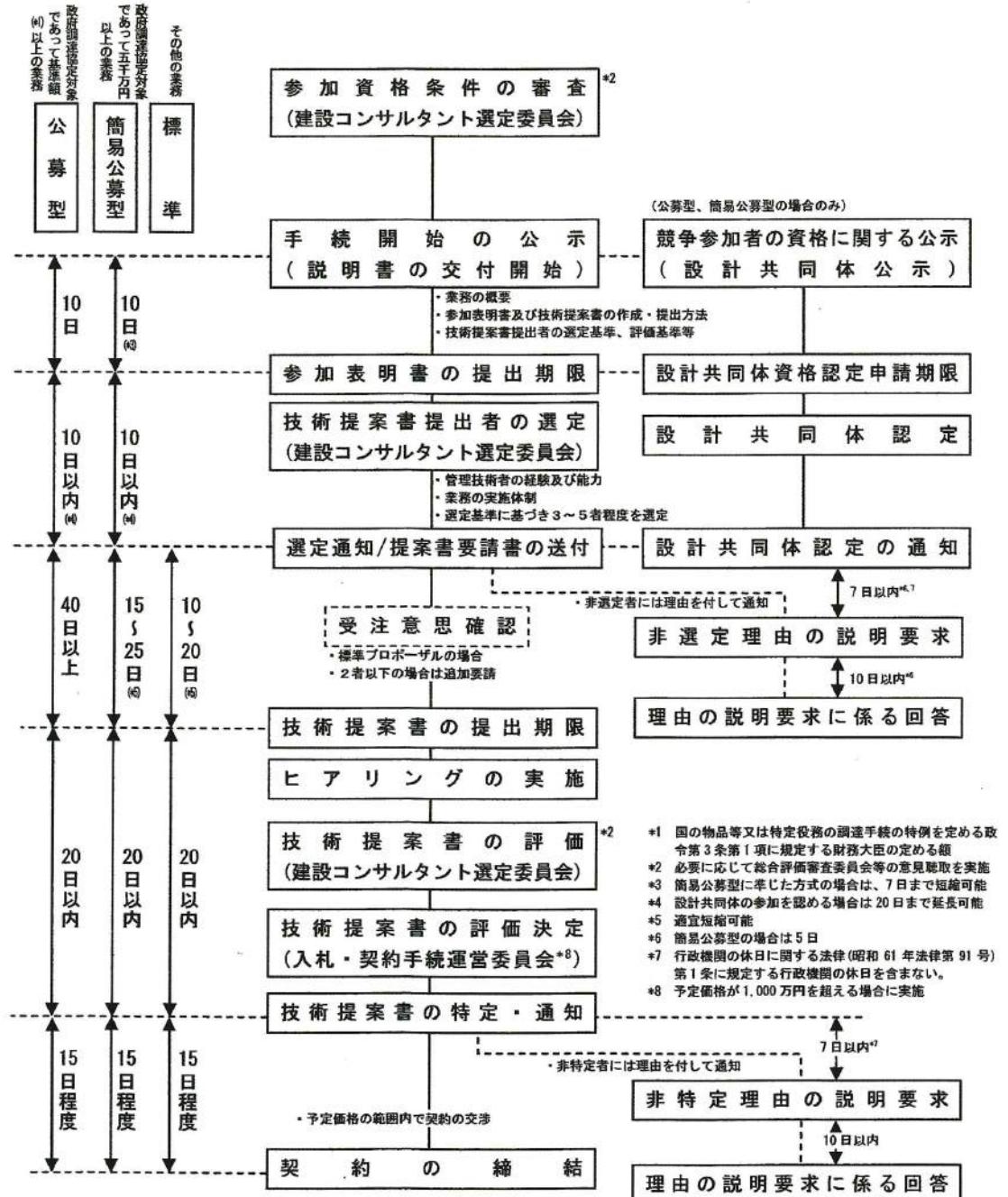
- ・学識経験者の意見聴取
- ・技術提案に関する機密の保持(提案自体が知的財産であることに留意する)

##### 情報公開

- ・手続きの透明性・公平性を確保するため、選定・特定の評価に関する基準、特定方法については、あらかじめ説明書等において明らかにする。
- ・特定された者の名前、各参加者の技術評価点
- ・苦情及び説明要求等の対応

現在、本ガイドラインをベースとして、技術的・意匠的に技量を要する公共建築の設計者選定はプロポーザル方式が主流となっています。

アートワークの場合、ケースバイケースでプロポーザル方式がよいかコンペ方式が良いかは、求める提案の内容によって方式は分かれ、環境の形成などより柔軟に成果品のかたちを求める場合はプロポーザル方式に、記念碑などの具体的なかたちを求める場合はコンペ方式が適しているといえます。



プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例

評価項目	評価の着目点				配点／評価ウェイト	小計
	判断基準					
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2	5 (5%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	4	10 (10%)	
				総合	3	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			※当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。			
CPD	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の〇〇（国土交通省大臣官房官庁） 営繕部、国土交通省各地方整備局 営繕部、北海道開発局 営繕部 及び内閣府沖縄総合事務局 営繕課とし、相互利用する機関名を追記する 実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績が無い。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者	4	10 (10%)	
				総合	3	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
CPD	CPD取得単位を評価。		管理技術者	2	10 (10%)	
				総合	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	

評価項目	評価の着目点				配点／評価ウェイト	小計		
	判断基準							
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術資料の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			8	50 (59%)		
		業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。						
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。					
			② テーマ②について、同上。					
合計						85		

以下にアメリカにおける作品の選定方法を例として掲げます。

### ■ アーティストおよび作品選定過程

(工藤安代著『パブリックアート政策』(2008) 勇草書房より)

パブリックアートのプログラムを管理運営していくに当たって、アーティスト、作品の選定過程は最も重要な段階に当たります。選定されるアーティストや作品の芸術としての質の高さが求められるだけでなく、選定の公平性、プロセスへの市民参加など、アメリカ独自の民主主義的手法が開発されています。

アーティストとアート作品の選定の目的とその過程は、アート業界のなかでパブリックアートをユニークなものにしていると言える。選定過程の第一目的は、完成作品の購入ではなく、新たに制作を委託（コミッショニング）するアーティストを見極める点にある。ここでまず、プロジェクト毎に必ず選定委員会がつくられる点に特色がある。オフィシャルな選定委員会ないし審査委員会を設けないパブリックアート事業は米国では存在しない。一般的に委員にはパブリックアートが計画される施設の責任者、建築家、芸術専門家（美術館長、キュレーター、評論家、美術史家等）アーティスト、地元企業代表者、地元住民代表者、アドミニストレーター等で構成される（アーティスト選定の投票権はアドミニストレーターではなく、建築家も持たない場合が多い。その理由は、アドミニストレーターはパブリックアート・プログラムを運営管理する側の人間なので公平性に欠ける点、建築家は施設の全権にかかわる力を有しているため委員内の力関係に不平等が起きる点からの配慮から来ている）。選定の過程は民主的であることを第一としている。選考委員会については 概ね下記の構成で運営される。カッコ内は平均人数。パーセンテージは投票権をもつ比率を示している。

米国パブリックアート・プログラムの選定委員構成と決定権の比率

ステイタス	平均人数	投票権
建築／デザイン専門家	1.1名	70%
アーティスト（プロジェクトに無関係である）	1.4名	85%
アート専門家（プロジェクトに無関係である）	1.1名	65%
ビジネス・リーダー	0.6名	34%
コミッショニング委託機関代表者	1.3名	74%
コミュニティ代表者	1.6名	71%
パブリックアート・プログラム代表者	0.8名	19%
その他	0.7名	26%

〈出典〉 Americans for the Arts, *Public Art Programs Fiscal Year 2001*

選定プロセスで工夫されていることは、コミュニケーションを受けたアーティストが、プロジェクト進行の早い段階で予定場所のコミュニティの人々と関わることを可能にするため、パブリックアートの計画がプロジェクト全体の初期に開始される点である。このことにより、アーティストはコミュニティから場所に関する情報のインプットを可能な限り得ることができ、プロジェクトの物理的・社会的コンテキストに呼応したアート作品を計画することができる。アーティストはアイディアを出す前に、コミュニティの人びとに呼びかけ、何を望んでいるかミーティングを開く場合も良くある。その後、委員会にアイディアを提出し、委員会内で協議される。アイディアへの修正希望がだされる場合は非常に多く、数回の修正が行なわれるのが一般的である。このように、アーティストの初期のアイディアはそのまま実現されるケースは少なく、彼らはアイディアを鍛る段階で様々な人々とネゴシエーションするプロセスを経る。その中で何が一番求められ、自分がそれに対しどのような創造的な解決策を持ち込めるか否かはアーティストの力量にかかる。典型的なアーティストの選定手法は下記の3手法が執られている。

#### 米国パブリックアート・プログラムの選定手法

##### 一般公募エントリー／資格要請

Open Call for Entries/ Request for Qualification (RFQ)

アーティスト選定に使用されている最も一般的な手法。RFQ (Request for Qualification) を通じて、プロジェクトを説明した詳細なインフォメーションと、申請の方法が配布および公表される。アーティストは経歴書と作品スライド一式を締め切りまでに提出する。選定委員会は、提出物を審査し、インタビューをおこなう候補者を絞り込む。選定委員会は下記の内容を元に審議をおこなう。  
1) アーティストの過去の作品における美的クオリティ、2) プロジェクト（場所、コンテキスト）に対応可能な能力、3) プロジェクトに与えられている特別な規準に合う能力

##### 限定招聘選考／指定アーティスト制

Limited Invitational Process/Curated Pool of Artists

RFQ と反対に、スタッフがコミュニケーションを完成させる能力を認められているアーティストのリストを策定し、アーティストに申請を行うよう招聘する。その後、申請アーティストはプロポーザルを選考委員会に提案する。委員会は一般公募選定におけるように、同様の基準の元に審議を行なう。この手法は、一般公募選定をするには時間が許さない場合か、特別な技術が要求される場合に使われる手法である。

##### 無記名コンペティション—プロポーザルの要請

BlindCompetitions—A Request for Proposals (RFP)

詳細な情報一式（空間計画、写真、コンペティションのガイドラインを含む）が発行される。アーティストは、RFP のガイドラインに沿ってプロポーザルを考える。各プロポーザルは、ナンバーをつけられ無記名な状態で、選定過程において審査される。選考委員会は RFP において概説されたプロ

ジェクトの基準を考慮し提出されたプロポーザルを審査する。この選定手法は、選定過程をサポートできる十分な予算があり、地域や全国規模のプロジェクトにおいてよく使われるものである。このコンペ手法の一つの利点は、選定過程がすべての人々に平等な参加を許すことである。

<出典>American for the Arts, Public Art Funding / Developing Percent-for-Art Programs. Pp.3-4

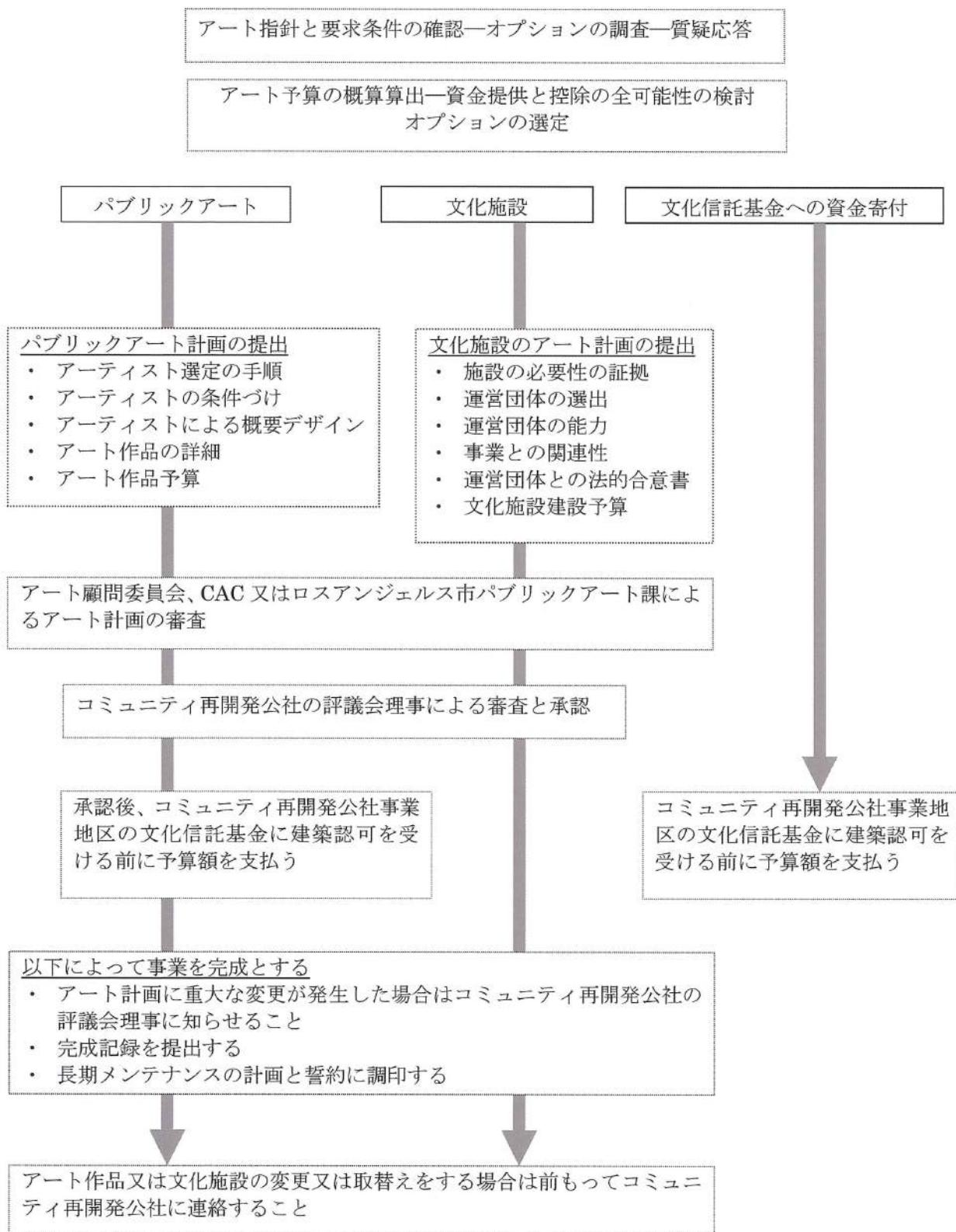
各手法の比率に関しては、基本資料の提出を要請する RFQ (Request for Qualification) 方式を取っているのが 72%、プロポーザルの要請をする RFP (Request for Proposals) 方式は 68% である。招聘選定方式は全体の 46%、スライド登録方式は 30%、3 種類の方式を同時併用するのは 15% である。(各手法は重複されている。) このことからも分かるように RFQ および RFP による選考手法が大半を占め、パブリックアートの計画に興味を持つアーティストたちに機会を与える工夫がされている。

パブリックアート政策を行なう行政機関や非営利団体の内、アーティストに対する「教育・トレーニング」を行う機関は、全体の約半数 (44%) である。その内、面接の機会を設けている (67%)、レクチャー (56%)、ガイド・ツアー (41%)、協働プログラム (37%)、指導プログラム (20%)、教育ツール (19%)、その他 (43%) である。このようにパブリックアート政策によるアーティストへの支援に関してみると、単にアーティストがパブリックアートを創る機会の公開性を守ることにとどまらず、彼らがいかにプロジェクトに参加できるか情報を公開し、パブリックアートに関わる創り手の質の成長と数の増加を政策的に図っている。

わが国では招聘選定方式がほとんどのケースを占めるため、パブリックアートの実績を持たない若手や新進気鋭のアーティストが進出できない状況にあります。この様な事態を回避するためにも機会の平等が求められています。

また、その作家の作風がその「場」にふさわしいか、充分に意図が習得されているか、コストは適正であるのかなどなど、多くの懸念事項が不透明のまま事業進行されている例が多く見受けられます。市民の理解なくして事業の継続性は得られないはずですが。

## ロスアンジェルス市 コミュニティ再開発局 アート計画の必要条件と手順



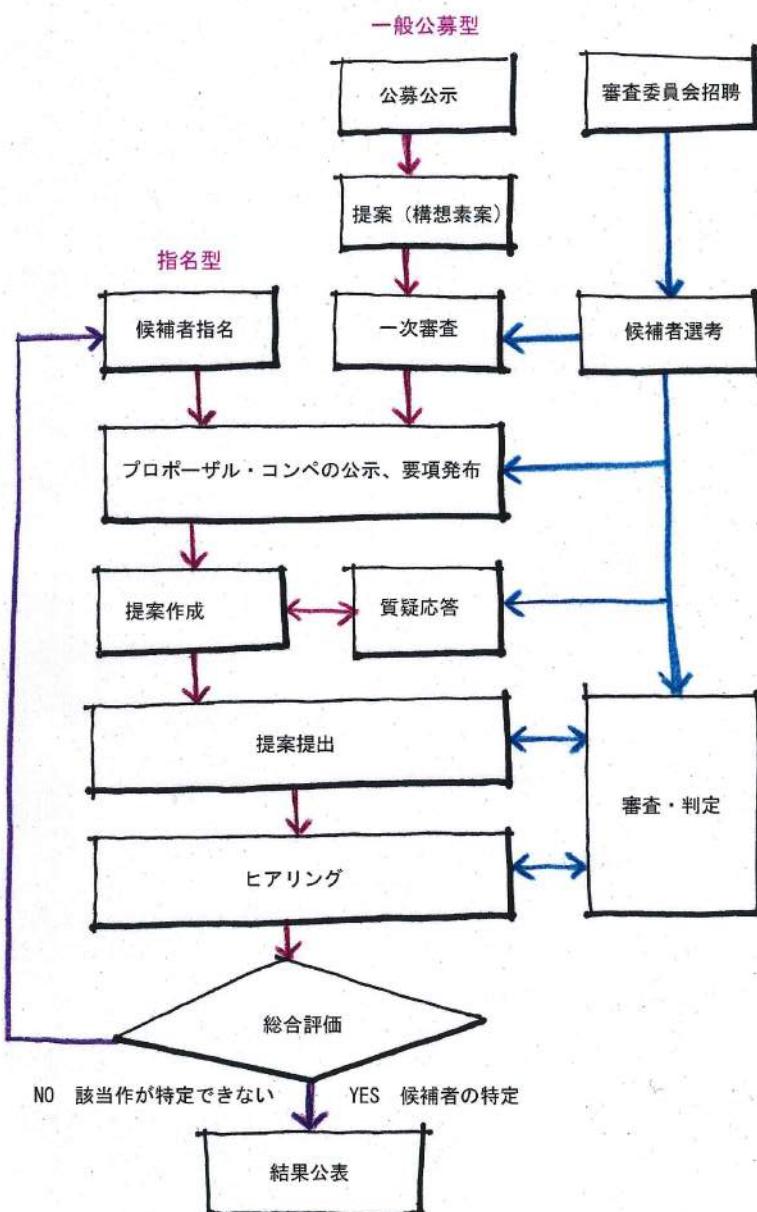
出展：“Art Policy”, Community Redevelopment Agency

#### 4. アーティスト選定要項及び選定基準試案

候補者の選定には、一般公募による場合と指名による場合があります。一般公募は広く意見が聴取でき、審査の公開性が広がるメリットがある半面、アーティストの力量が正確に判定しづらいというデメリットがあります。当然一般公募の方が事務量も経費も多大なものとなります。従って、事業の規模や事業運営の繁忙度に応じて選定することになります。国家的規模の事業であれば、国際的公募体制が採られる場合もあります。一般的には、最終候補者の数は提案作業と事務作業両者の負担を考慮し、5名前後が適当と思われます。

審査工程のフローは以下のよう�습니다。公示の際や要項発布に先立ち、要所でパブリックコメントの実施を組み入れるなど市民の声を広く求めることが必要です。

また、次頁以降にアーティスト選定に係わる要項及び選定基準の試案を掲げます。



<b>要項</b>	「アーティストの選定にあたって提案作成に必要な緒元を提示します。一般公募または指名の別みによって公示方法は異なりますが、選考過程を公開することを原則とします。」
<b>1. 事業概要の公示</b>	「事業の経緯、目的・理念、事業区域などを記します。必要により添付資料として、現地写真・地図、現地の模型等を用意します。」
<b>2. 事業工程表</b>	「アーティスト選定後の、アートワークの構想に係わる期間と制作に係わる期間など、事業の大まかなスケジュールを提示します。」
<b>3. 事業規模</b>	「想定する事業（アートワーク）の規模と予算の概要を提示します。」
<b>4. 公示から審査に至るスケジュール</b>	「公示から提案提出、審査、選定公表に至るスケジュールを提示します。提案として求める内容により期間を設定し、要項に対する質疑応答の時間も加味します。質疑応答は書面によるものとし、応募者全員に周知することにより公平性を保持します。 提案提出までのどの段階でも、応募辞退は可能とします。」
<b>5. 求める提案の内容</b>	「指名である場合であっても、最小限の類似業務実績の提出を求めた方が良いでしょう。 近年の類似作品数例の概要、制作意図などを書面で求めます。 事業の目的・理念に応じ、さらに応募者独自のテーマを重ねたアートワークの提案を求めます。 制作意図等を記した提案書のほかに、想定するアートワークによって、スケッチや模型（マッケット）、CGなど、作品意図を「かたち」で表現することを求めます。提案に対する応募者の負担に応じ、充分な提案期間と対価を考慮します。 提案内容の著作権は提案者に帰属し、提案者の承諾なく公表、再利用等はできません。」
<b>6. 審査委員会の概要</b>	「アドバイザーを招聘し、審査委員会を設立します。メンバーは、アーティスト、美術関係者（以上は事業と関連性を持たない）、学識経験者、コミュニティの代表（互選、選抜、無作為など）、関連専門家（都市計画家、建築家、造園家等）による構成とし、コーディネーターが加わる場合もあります。審査委員長を定め、審査委員会のメンバーの氏名、略歴などを公表します。場合によっては提案評価基準の配点等も公けにします。」
<b>7. ヒアリング</b>	「選定後アートワークの質をアーティストとの協働により釀成を図ることになります。応募者に直接面接（ヒアリング）し、提案書で読みきれない応募者の事業への熱意、適性などを判定することは重要です。提案内容の口頭による説明、質疑応答にて行います。また、同時に実作を観察する機会を持ちたいと思います。 評価は印象のみに拘らず、実績や提案内容との総合評価を反映することが必要です。」
<b>8. 候補者の特定及び公表</b>	「審査内容及び審査結果を公表し、当落の理由を明確にします。」

## アーティストの選定基準

評価項目及び評価点は、案件の与条件に合わせ、個別に審査委員会等の討議のもとに決定されるべきと考えます。評価内容等は他の分科会で研究中であり、本稿では試案に留めます。

<b>1. 実績</b>	評価点（試案） 10
「アーティストの実作に対し、構想の独創性、造形力、実行力、環境との調和等の観点から、当該事業への適性を評価します。」	
<b>2. 環境との調和(対峙)</b>	40
「提示された『場』に対し、提案が『パブリックプレイス』を構築するのに適した造形であるかを評価判定します。」	
<b>3. 提案の独創性</b>	40
「事業のテーマに則した表現力をもつものであるか評価判定します。」	
<b>4. 提案の実現性</b>	10
「提案された造形に技術的（構造、素材、耐久性、コスト、安全性、法的制約等）な妥当性があるかを判定します。 提案者の行動力や意欲も重要なポイントとなります。」	
<b>総合評価</b>	100
「上記の評価点数の合計。各評価点数は個別の要件によって再配分すべきと考えます。また、項目についても個別条件に応じて細分化することは必要です。提案においては案の構想力が大きな比重を持ちます。従って、提案時の完成度を評価しつつも、アーティストの力量を加味しつつ、今後の製作過程における発展の可能性を検討すべきです。 審査委員会が、提案書とヒアリングを評価し判定します。委員長名にて総合評価（評価点と提案が特定された経緯）を公表します。各委員名のコメントが付記されることも有用です。」	
<b>コーディネーターの役割</b>	
「審査のプロセスはコーディネーターによって運営されます。コーディネーターは提案に必要な要項や資料の作成、応募者の実績の整理、審査委員会の招聘、審査日程の調整、審査に必要な予算の計上、審査の公開手配（報道対応）などがあります。 指名候補者の選定、一般公募における一次審査は、コーディネーターの判断によるものではなく、原則として審査委員会（コーディネーターが加わる場合もあります）にて評価判定します。」	
<b>アートワークの事業費について</b>	
「予算には、アーティストへのフィー、制作費、搬入設置費用、その他諸経費を一括に計上し、一式として発注される場合も少なくありません。また、当該区域の建設施工者を通してアーティストに発注する場合もあります。この方式は設置経費の低減や関連工事との調整などにメリットがありますが、事業の透明性は損なわれます。 今後、アーティストへのフィーの適正化や内訳の明確化など、発注内容の透明性を高めるために発注方式を検討する必要があります。」	

## IV. フィードバック

### 1. 必要性

フィードバックの対象としては次の二つの項目が考えられます。

- ① 個々の作品の経年的な評価と最善の状態を維持するためのメンテナンスの検討。
- ② 類似事業のレベル向上のための検証。データベースの構築。

いずれもパブリックアートが市民社会と共生していくのに必要な過程です。

### 2. 事後評価とストックマネジメント

パブリックアートが適正に機能し、またその状態が維持されていくことを担保するには、パブリックアートに関してもストックマネジメント手法（資産管理）の導入が必要と考えます。個々のアートの評価と設置経緯などをデータベース化することによって、アートワークの維持管理やより良い活用への流動性を確保するなど、社会資産としてのアートワークの価値を高めることが期待されます。

金沢市では「金沢まちなか彫刻設置基本方針（平成17年4月）」を策定しています。「企画展示型」と称し、既存彫刻作品の設置状況の把握、検討会及びワーキングの開催、基本方針・再構成具体案の検討を経て、環境にふさわしい設置に向けて原則10年ごとの見直し・再配置を図るとしています。また、新設作品については国際公募による選考の上、展示スペース（ポケット・パークや公共施設用地内）の提供や市民参加により、展示の活性化を促します。

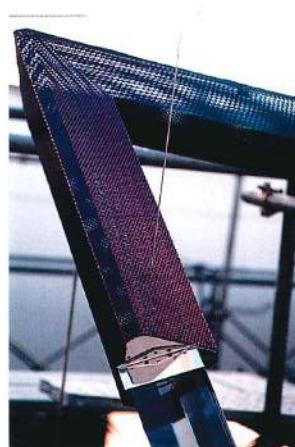
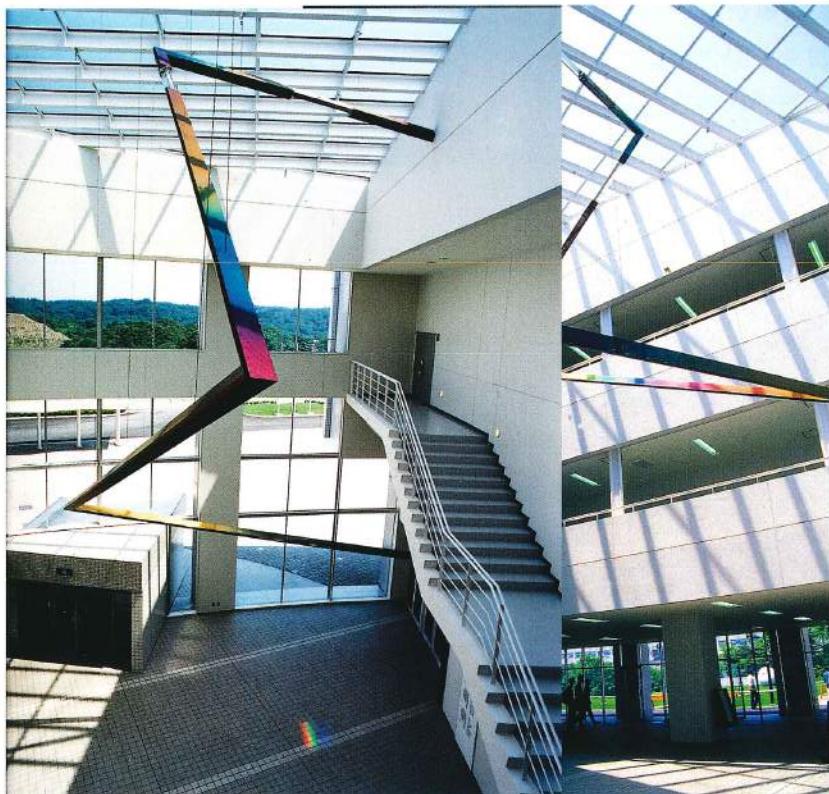
金沢市だけでなく、彫刻作品などの設置状況を現わす案内マップなどを作製し、アートワークを社会資産として広く市民に認知を進め、市民活動の中でさらに活性化させようとする動きは広まっています。

後掲にパブリックアートのストックマネジメントに欠かせない、情報収集用アンケート試案（及び記入例）を掲げます。項目については今後の議論が必要ですが、フォーマット化されたシートとして集積し、ストックマネジメントに資する基礎情報とともに、インターネット上への公開などを通じて、アートワークの存在が周知され、広く市民環境になじんでいくためのツールとなることを期待しています。

aacaは建築・美術・工芸を横断的に概観できる専門集団です。「パブリックプレイス」創出に係わる市民活動を支援すること、そしてそれを保持していくノーカウを提供することによって、良質な環境—パブリックプレイスの整備に関与できる立場にあります。この試案を一步として、公平で透明性の高いプロセスの運用を示し、文化形成に係わる方々との協働に努めたいと考えています。

① 作品紹介

1. ●作品名 Cross of Rainbow ●設置日 1995年
2. ●制作者 坂上直哉:アートワーク「空」+露口典子:ニッシンプランニング+日新アート
3. ●設置の状況 大学施設屋内 ●住所 埼玉県比企郡鳩山町



遠景・近景写真

詳細写真

設置前の状況や  
設置途上の写真  
等を掲載

4. ●制作意図（文責を明記）

来たるべきマルチメディア社会に対する理工学部のシンボルとして、情報社会を支える基本技術である光通信をテーマとした。レインボー発色したパンチングメタルは、六角形の筒状で、モアレを微妙に発生しつつ上昇し、天窓に近い部分の2本のプリズムの角度は、年間を通じて、午前中に虹がみられるように計算されている。この虹色の筒とプリズムは光ファイバーを、そして虹は、時代を超えて face to face の相互コミュニケーションを可能にするメディアをイメージしている。（坂上直哉）

② 発注者(設置者)及び管理者	
5. ●発注者の分類 /・ 官公庁・民間個人・民間企業 ◎ 法人(学校)・財団・その他	
6. ●発注先 /・ アーティスト個人・コーディネーター・建築土木設計者 ◎ 建築土木庭園建設業者 ・その他	
7. ●管理者の分類 /・官公庁・民間個人・民間企業 ◎法人(学校)・財団・その他	
③ 計画経緯	
8. ●アート設置の経緯 / ◎ 発注者が計画当初より折り込み・市民の提案 ◎ 設計者の提案 ・コーディネーターの提案・アーティストの提案・その他	
9. ●アーティストの選定者 /・ 発注者・コーディネーター ◎ 建築土木設計者 ・第三者の審査委員会・アーティストの提案・その他	
10. ●選定方式 /・ コンペ(・公開・指名)・プロポーザル(・公開・指名) ・特命・推薦・自薦・その他(提案ヒアリングによる)	
④ 設置場所	
11. ●設置場所の環境 /・ 公共用地(・公園等オープンスペース・道路・河川敷・建物内) ・民間用地(・業務施設(・屋外・屋内)・商業施設(・屋外・屋内)) ・住宅用地の屋外 ◎ 教育施設(・屋外 ◎ 屋内)・その他	
⑤ アートワークの考え方	
12. ●形象 / ◎ 立体(・具象 ◎ 抽象)・平面(・絵画・レリーフ)・造園・土木構築物 ・その他	
13. ●素材 / ◎ 金属(・ブロンズ ◎ ステンレス・鉄・アルミ・その他) ・石材(・大理石・花崗岩・その他) ・木質材・ガラス・FRP等樹脂材料・タイル・その他	
14. ●表面保護 /・ 施工(工法) ◎ 特になし	
15. ●可動部の有無 / ◎ 無し・有り(・可動・照明・音響・その他)	
⑥ メンテナンス	
16. ●メンテナンスの有無 /・ 有り ◎ 無し	
17. ●有りの場合 設置後 /・ 定期的(年毎)・非定期(設置 年後)	
⑦ 関連情報や技術情報、今後の改善点など	
<p>アートワークは東京電機大学鳩山キャンパス理工学部本館棟内に設置されている。本館棟は理工学部の顔となる建物で、3層吹き抜けのアトリウムは学部への玄関となる空間である。</p> <p>設計／株式会社 山下設計 担当：南三一郎 施工／鹿島建設 株式会社</p> <p>本館棟完成来、鳩山キャンパスを含む比企丘陵をステージとして、国内外の作家の招聘と周辺教育機関の学生たちが参加する「野外表現展」が定期的に開催されている。</p>	

丸の内ビルディング：三菱地所設計 山際裕史

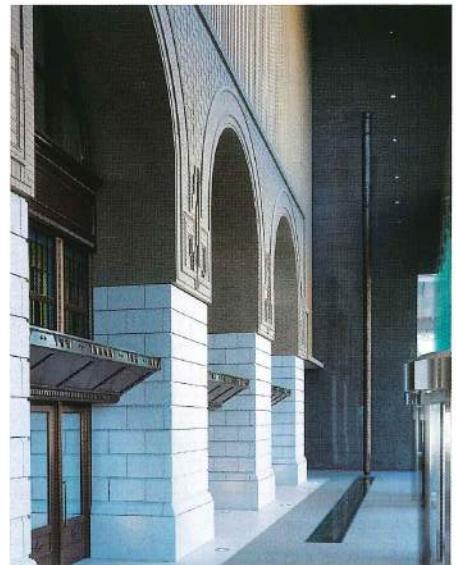
以下：工藤安代 “米国と日本におけるパブリック政策の比較研究—政策制度を中心として—”

「日本文化政策学会研究大会」(2008年)より再録（写真を除く）

過去のアートワーク設置における選定組織、選定基準等についてその概要を掲げます。

## 1. 国内事例

丸の内ビルディング (三菱地所) 2002	
目的	「オープン・インターラクティブ・ネットワーク」という街づくりのコンセプトをベースとして、建築空間に自然界の要素を取り入れて「理想空間」を計画の初期段階から事業者・建築家・アーティストのコラボレーションで実現する。 設置場所は建物の共用空間をパブリックと位置づけている。 コンセプトとしては「Interface between architecture and art」
規模	6作家、作品7点
予算	約3億円（建築基本仕上げ等は除く）
選定	キュレーターによりアート設置想定場所ごとに数候補を挙げ、プロポーザル形式で、候補アーティストからヒアリングを行い、さらに絞り込みを行った。最終的には候補アーティストから具体的なコンセプトとマケットを提出してもらい、アートコミッティ（キュレーター、事業者、設計者）によってアーティスト自身を最終選定した。選定後、アーティストはアートコミッティに参画し、プロジェクトを各選定されたアーティストと共に共有し議論を行い作品化された。
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築空間を理解し議論を行い提案できる能力</li> <li>② コンセプトが明解であり一般の人々に理解できる作品空間と一体となり、作品と建築空間により動きを感じさせるもの</li> <li>③ 設計者と協働作業が可能なアーティストの性格とプロジェクトへの意欲</li> </ul>
保守管理	一般的なメンテナンス作業以外に特に作業は行わない。ただし、アート自体の修理・改修等に関しては契約に基づきアーティストに報告。 照明器具を用いた作品については、耐用年数に併せた器具交換作業等、通常の電気設備と同様のメンテナンスを行う。



土屋 公雄：Mの記憶

東京都庁舎	1990
目的	新都庁舎建設にあたり、都民に親しまれることとシンボル性を高める
規模	38点の設置（屋内13点、屋外25点）
予算	約15億円（総事業費の1%） *委員会運営費経費は別途
選定	<p>1) 委託作品選定組織「東京都新都庁舎アートワーク選定委員会」（委員長：嘉門安雄、委員：学識経験者9名、専門調査員：美術専門家、建築家）</p> <p>2) 公募作品選定組織「東京オブジェ・コンペティション審査委員会」（審査委員長：嘉門安雄、審査委員：美術関係者5名）</p> <p>3) 作品価格選定組織「東京都新都庁アートワーク価格評価委員会」（委員：美術関係者および民間ギャラリー関係者6名）</p>
選定基準	<p>① 都民が誰でも気軽に鑑賞できるアート</p> <p>② 新都庁舎の建築物に調和し、美術的価値において優れたもの</p> <p>③ 設置場所に合った作品で、作品同士の調和を考慮</p> <p>④ 代表的な海外の作家も加える</p> <p>⑤ 日本の現代美術を代表する作家と中堅等の優秀な作家を選抜</p> <p>作品のメンテナンスは業者に委託し、年1回の清掃を行う</p>
保守監理	一般公募に関しては、若手作家の育成を目的に実施された。公募作品は1名1品で665点（海外作家27名）。入選作8点を選出。賞金は一律200万円で制作費は500万円。（設置工事費は別途）。
その他	<p>契約は、都と作家との直接契約を行っている。</p> <p>選定委員会推進期間は1年間、事前準備期間は6ヶ月程度。</p> <p>設定場所は、建築設計者と専門調査員側で協議し決定する。</p>



新宿アイランド	(住宅・都市整備公団東京支社)	1995
目的	市街地再開発事業の一環として、豊かな街づくりを形成する	
規模	作家10名による作品	
予算	約10億円（総事業費の0.3%）	
選定	プロジェクトアーキテクト：(株)日本設計 六鹿正治 アートコンサルタント：南條史生／ナンジョウ・アンド・アソシエイツ	
選定基準	<p>① 國際的に現代美術で活躍する知名度の中堅以上の作家</p> <p>② 環境や建築に調和する作品およびその作品を制作できる作家</p> <p>③ 耐久性が高く、長い時間置かれていても見飽きない作品</p> <p>④ メンテナンスや著作権の問題をクリアする作品</p>	
保守監理	第3セクターの新会社が担当する。メンテナンスとして、指定塗装色を詳細に指示する。	
その他	選定組織は、設計者とコンサルタントとの間ですべてを決定する。コンサルタントが候補作家を選定し、設計者との協議の上決定する。設置場所は、設計者が決める。価格交渉は、すべてコンサルタントが行う。契約はすべて建築工事経由とする。	

ファーレ立川 (住宅・都市整備公団東京支社) 1994	
目的	市街地再開発事業の一環として、新たな都市文化の装置として、また潤いと楽しさのある都市環境を形成する。
規模	作品 109 点 (すべて屋外作品)
予算	約 10 億円 (総事業費の 0.3%)
選定	アートコンサルタント : 北川フラム／(株)アートフロント
選定基準	① 20 世紀末を映し出す世界各国の作家 ② 外部空間の諸要素を対象とした街と融合するアート作品 ③ 驚きと発見を感じ、人の五感に訴える作品群の形成
保守監理	メンテナンスに関しては、作品別に子細に書類作成し、塗装色や費用を明記する。 近年、作品の保守のため「ファーレ立川アート再生実行委員会」が発足。
その他	コンセプトを『機能 (ファンクション) から物語 (フィクション) へ』とする。 作家選定および設置場所は、すべてコンサルタントが決定する。価格決定は、すべてコンサルタントが行う。契約は、すべて造園工事経由とする。監理に関しては、公団がコンサルタントと業務契約を結ぶ。 設置後には見学会、シンポジウム、写真会などの市民参加イベントが実施される。



横浜ビジネスパーク (野村不動産) 1991	
目的	複合都市開発に伴い、心豊かな知的活動を高めることと、近隣住民にも開放できる文化エリアを創造すること。
規模	作品 50 点 (屋外 25 点)
予算	約 50 億円 (総事業費の 0.5%)
選定	横浜ビジネスパーク・アート設置委員会 (委員長: グラフィックデザイナー河北秀也、委員: 造園家、画廊、建築担当者)
選定基準	① 敷地全体を美術館と考え、「ユーモア」というコンセプトで包む ② 人間・動物・幾何学・風景・植物・楽器・道具、7つのゾーン構成を設け、相応しい作家および作品を選定
保守監理	管理運営費は設定していない。清掃等はビルメンテナンスの範囲で定期的。
その他	新規制作および既存作品購入は半々の比率。 委員会に選定を一任する形式ですべて任せた。選定には、著名作家やパブリックアート制作経験者といった判断基準ではなく、コンセプトを重視した。 作家への委託は、すべてギャラリー経由とする。

東京国際フォーラム (東京都生活文化局) 1997	
目的	国際会議場にふさわしく、かつ公共施設としての文化性を考慮する。
規模	主作品 10 点程度と絵画小作品数点
予算	約 5~7 億円
選定	東京国際フォーラム選定委員会 (アートプロデューサー、美術大学教授、デザイン評論家、建築家、美術評論家、建築評論家) 専門調査員 1 名
選定基準	国際会議場にふさわしい作家及び作品
その他	建築工事と切り離してアート導入計画をする。選定委員会は 3 ヶ月ごとに開催され、選定委員以外の建築関係者および建築設計者が参加する。設置場所、作家、作品内容等の基本的な計画は、専門調査委員により提示される。 国際的にも著名な作家を候補者として選定する。アート工事の委託はすべて作家契約。



東京国際展示場 (東京都) 1996	
目的	国際会議場にふさわしく、また都民や訪れる人が楽しめ心の豊かさを感じさせ、建築等周辺環境において象徴するアート計画を理念とする。
規模	6 作家 6 作品
予算	約 5 億円弱 (総事業費の 0.25%)
選定	企画委員会 (委員長: 世田谷美術館長・大島清次、委員: 美術専門家 4 名-美術評論家、美術館長、建築設計関係者 1 名)
選定基準	① 建築物や全体と調和し、都民に親しまれる ② 設置場所および設置作品間において調和する ③ 維持管理経費がかからず、塩害や安全性に富む ④ 國際施設にふさわしく新進気鋭の作家
保守監理	一般的な清掃以外に作業は行わない。
その他	委員会設置に先がけ、建築設計者にアート計画の策定および作家選定を委託し、企画委員会設置の必要を報告する。また、都主導で有識者を招聘し懇談会を開催する。その後、懇談会座長が会委員長となる企画委員会が発足した。委託業務期間 (6 か月) において 6 ヶ所 6 名の作家をほぼ決定する。委員会での検討資料および事前作業は、専門技師 (アートコンサルタント会社) が行う。 アート工事はすべて作家との契約となる。(制作から設置工事までを含むが、アート工事に関わるコンサルタント費は設計範囲となり、予算計上される。)

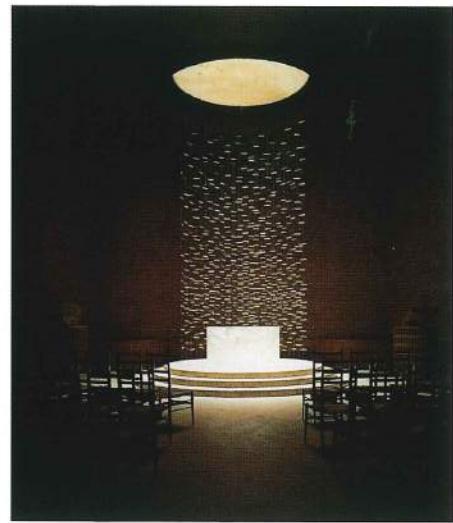
## 2. 海外事例

カリフォルニア州立大学バークレー校	
名称	屋外美術作品における方針—屋外美術作品と美術品の寄贈に関して—
管理部門	キャンパスランドスケープアーキテクト部
目的	キャンパスを美化し、学生及び学内関係者、一般市民を潤し、大学の伝統や文化を記憶していく。
選定	パブリックアート副委員会 (委員：美術・美術史・ランドスケープアーキテクト・建築科の教授および企画部)
審査過程	<p>1) 早期段階の協議 寄贈希望者と支援部門は、審査の事前にキャンパスランドスケープアーキテクト部とパブリックアート副委員会にプロポーザル完成前に意向を提出し、協議を受ける。</p> <p>2) 公式プロポーザルの提出 パブリックアート副委員会に管制プロポーザルが提出され、キャンパス資産改善委員会に推薦する。改善委員会は総学長にそれを推薦し、最終承認が降りる。</p>
選定基準	<p>① 作品が美的価値を持ち、屋外美術コレクションに加える価値を持つもの ② キャンパスにふさわしい作品。キャンパスのランドスケープと伝統および特徴を考慮したもの ③ 耐久性があること ④ 提案された設置場所の適正</p>
保守監理	メンテナンスにかかる費用は寄贈者による寄付で賄われる。
移設／撤去	パブリックアート副委員会およびキャンパス資産改善委員会による審査なしでは、作品の移設・変更をしてはならない。
その他	副委員会の役割は、提案作品の審査、提案の修正助言、技術的課題の検証、設置場所の視察およびアドバイスを行う。選定は特定の作品スタイルに片寄らず、コレクションは多様なスタイルを展開することを目指している。寄贈者または支援部門が作品の運搬費・設置工事費すべてのコストを賄うことが前提となる。

カリフォルニア州立大学リバーサイド校	
名称	パブリックアート指針
管理部門	パブリックアート委員会
目的	キャンパスの文化的環境を高め、教育環境を豊かにする。
選定	パブリックアート委員会（公共空間におけるアート・ワーキンググループ） (委員：美術学学部長、または学部教授、アートギャラリー・ディレクター、人文芸術社会学学部長、管理副部長、その他2名の大学関係者)
選定基準	<p>① 作品の美的質、アーティストとしての評価と実績および有望性 ② キャンパスの美術コレクションを高めるか ③ キャンパスに美的質を加え、文化的環境を豊かにするか</p> <p>* 寄贈と遺贈作品に関しても上記の基準を満たしている必要がある。大学は作品の受け入れを相対的な見地から拒否し、処理する権利を有する。</p>

保守監理	アートギャラリーが作品の保険業務を担い、メンテナンスを監修する。
移設／撤去	大学は、作品が質の高さおよび指針に記されている適切さを保持していない場合、売却または処理する権利を持つ。
その他	委員会の役割は、パブリックアート・プログラムのための概括的方向性を示し、美術作品がコミッションされる際には、プロポーザルの審査に加えて、アーティストと寄贈者大学管理側との調整を行う。委員会は特別なプロジェクトに対しサブグループを設置する場合がある。アートギャラリーと美術コレクション部は、上記方法によりコレクションされた作品の記録、保存する部局となる。

マサチューセッツ工科大学	
名称	MIT 指針と手順 —美術作品と工芸作品の購入に関する指針—
管理部門	リスト視覚芸術センター
目的	キャンパスの環境を豊かにし、MIT 内の関係者および一般市民の美的意識を高め、美術における教育と調査を支援する。
選定	クリエイティブ・アートカウンシル補助委員会（取得委員会）（委員：視覚芸術センター・ディレクター、美術史教授、建築史教授、美術家、デザイン科教授、その他大学関係者 2 名）
選定過程	補助委員会の協議のもとに、委員長はクリエイティブ・アートカウンシルに推薦を行なう。その後、アートカウンシルは芸術学部学務課副総長に推薦をする。次に学総長に推薦をし、学総長は建築委員会と協議し、承認をする。 * 上記の手順は、大学教員であるアーティスト、卒業生であるアーティストの場合にもすべて適用される。
選定基準	① 卓越し永続的な質を保つ作品 ② 学生・教諭・職員・地域社会へ公益をもたらす作品 * 寄贈と遺贈作品に関しても上記の基準を満たしている必要がある。
保守監理	MIT 美術館および視覚芸術センターが作品のメンテナンス、保管、保険、記録の責務を負う。 * コレクションに適性ではないが、大学施設のための装飾品や学部が特別に作品の取得を行いたい場合は、この範囲ではない。
移設／撤去	大学は、作品が質の高さおよび指針に記されている適切さを保持していない場合、売却または処理する権利を持つ。
その他	1968 年より、アートのための 1% プログラムを実施している。新築および改築建築の建設費の 1% をアートの費用に充てている。補助委員会はコミッション作品の価値評価を行う。





2013年12月4日発行

執筆編集；一般社団法人 日本建築美術工芸協会 調査研究委員会

発行；一般社団法人 日本建築美術工芸協会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 6F

TEL 03-3457-7998 FAX 03-3457-1598

Url ; <http://www.aacajp.com>

E-mail ; [info@aacajp.com](mailto:info@aacajp.com)